

環境法政策レポート

DAIKAN

CONTENTS	「環境法政策を読む」	… 1
	2013年1月22日から2013年2月19日までに公布された主な環境法令	…3
	2013年1月22日から2013年2月19日までに公表された今後施行を予定されている主な環境法令	…3
	2013年1月22日から2013年2月19日までの主な行政情報	… 3
	2013年1月22日から2013年2月19日までの主な裁判情報	… 7
	2013年1月22日から2013年2月19日までの主なニュース	…8

「環境法政策を読む」 使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準 1

環境省

使用済み電気・電子機器輸出時判断基準及び金属スクラップ有害特性分析手法等検討会（第5回）

有害な特性を有する物質を含む使用済み電気・電子機器や金属スクラップをリサイクル目的で輸出する際には、輸出の相手国で不適正に処分されると人の健康及び環境に悪影響を及ぼすおそれがあるため、バーゼル法に基づき、外為法の規定による輸出の承認を受ける必要がある。

バーゼル法の適切な施行、運用等の検討を行うこととし、具体的には、有害な特性を有する物質を含む使用済み電気・電子機器で実際には中古利用に適さないものが、中古利用の名目で輸出されることがないように、使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準（以下、中古品判断基準）の検討を行うことを目的として、当検討会が設置された。平成24年6月～7月に中古品判断基準案について、パブリックコメントが実施された。

平成24年11月～12月にフィリピン等において現地調査、平成25年1月にベルギー、オランダにおいて使用済み電気・電子機器の輸出の状況の確認が行われた。

□使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準（案）抜粋

【基準】（基準ごとに輸出者等による対処事項、及び輸出者による証明方法の例を示す）

- ① 破損や傷、汚れがないこと（大幅な修理が必要な場合は中古再使用とは見なされない）
- ② 通電検査等を実施し、個々が正常に作動すること。
 - ① 使用に際しての当該電気・電子機器の作動に必要な通電用、充電用付属品が欠損していないこと
- ③ 荷姿等（集荷、輸送、積み込み及び積み下ろし作業中の破損を防ぐように適切に梱包、積載及び保管されていること）

「環境法政策を読む」 使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準 1

④ 契約書等による中古品取引の事実関係

※当該契約書等には、

1. 使用済み電気・電子機器のリユース品の販売に関する内容
2. 部品取りされない旨が少なくとも記載されていること

⑤ 輸入国において当該製品の中古市場があること

□使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準作成に向けての論点

論点1 通電検査の代替手段がありうるのか。その具体的な要件は何か

・輸入国において使用済み電気・電子機器が中古品として使用されることを担保するための客観的な判断方法があるか

・現行のブラウン管 TV のトレーサビリティシステムは十分に機能しているとは考えられないことから、例えば以下のような確認機能が想定される。

例) 当事者以外の第三者が運用するトレーサビリティの使用

第三者による輸入国における中古品取扱い状況の定期監査

・バーゼル条約の遵守を確保でき、かつ、国際的な理解（特に輸入国からの理解）が得られるか

例) 中古品を輸出するに当たり、事前に輸入国の了解又は共通認識を得る

論点2 中古品判断基準案の適用について

・通電検査（又はその代替手段）以外の破損や傷、汚れがないことなどの基準については速やかな適用が必要ではないか

・通電検査（又はその代替手段）については対応の準備に時間がかかることから一定の猶予期間をおく必要があるのではないか

・現行のブラウン管 TV のトレーサビリティシステムについては、当面は現行の問題点を解決した上での運用を認めるものの、中古品判断基準ができた後はそれを適用するのが適当ではないか

【委員等からの主な意見】

○通電検査の代替について：検討会のもともとの趣旨は、バーゼル法の対象となるか否かの判断基準を定めることにある。通電検査がこれに必要なか、議論をつめる必要がある。

○トレーサビリティシステムについて：途上国においては、流通ルートの末端まで追跡することや、業者登録を徹底することは難しい。

○不適正処理を規制しようという国際的要請がある中、各国の法律がバーゼル条約の動向とどのように合致するものになっていくのか、注視していく必要がある。

■ 事業者における留意点

使用済み電気・電子機器が途上国に輸入されてからでき得る限り修理し、販売されている実態が明らかになり、通電検査に代わる判断基準が課題となっている。中古品である（廃棄物でない）ことを証するために、輸出者に何が求められるのか、議論の動向を注視していく必要がある。